

能登半島復興応援定期積金

2025年1月6日現在

商品名	・ 能登半島復興応援定期積金（スーパー積金）
販売期間	・ 令和7年1月6日（月）から令和7年3月31日（月）
販売契約額	・ 15億円 ※期間中であっても販売契約額になり次第、締め切りとさせていただきます。
販売対象	・ 個人および個人事業主
契約期間	・ 5年（60回）
預入 （1）預入金額 （2）預入単位 （3）預入方法 （4）預入形態	・ 10,000円以上100,000円以内 ・ 1,000円単位 ・ 口座振替のみ ・ 満期自動型、通帳式
払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利息 （1）適用金利 （2）給付補填金の支払方法 （3）計算方法	・ 固定金利 年0.300% ・ 契約時の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・ 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・ 個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）が分離課税されます。（なお、マル優は利用できません。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率および初回払込日から解約日の前日までの日数により計算した利息相当額とこの積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。）
寄付について	・ 販売契約額の0.25%に当たる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から被災地方公共団体に寄付させていただきます。 ・ ご契約者には、寄付のご負担はありません。
金利情報の入手方法	・ 当金庫のホームページをご覧くださいか、窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none">・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。・ 満期日以後の利息は、払戻し日における普通預金利率により計算します。・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）・ カードローン口座からの貸越による掛金の自動振替はできません。
----------------	--